まちづくり&再開発ニュース

令和5年 (2023年) 7月発行

Vol. 24

準備組合から本組合へ!

組合設立認可公告について

令和5年7月4日に愛知県より組合設立及び事業計画の認可について公告されましたので、お知らせいたします。

ご協力いただき誠にありがとうございました。



組合員となる皆さまへ

7/26 (水)

17: 30~ 準備組合解散総会 18: 15~ 組合設立総会

会場: 東部市民センター ふれあいホール

準備組合解散総会・組合設立総会 開催

愛知県の組合設立認可を受け、再開発準備 組合の解散総会及び組合の設立総会を開催い たします。

組合員におかれましては、開催案内をご確認いただき、出欠をお知らせください。

なお、ご親族や法人の従業員の方々もご参加できますので、ぜひお声がけの上、ご出席いただきますようにお願いい申し上げます。

事業概要説明会 開催

組合設立後、再開発施行地区内の関係権利者 を対象に、再開発事業の概要について説明会を 開催いたします。(1時間程度)

2回開催予定でどちらも同じ内容の説明になります。お時間が合う方にお越しください。

関係権利者とは

☞土地所有者、借地権者、建物所有者、借家 権者、抵当権者など地区内の土地・建物に権 利を有する方

※本説明会は都市再開発法第67条に基づく説明会です。

〈第1回説明会〉

7/28 (金) 18:00~

会場:大友ビル二階会議室

〈第2回説明会〉

7/29 (土) 10:00~ 会場: 大友ビルニ階会議室

※総会・説明会に関しましては、 ご対象者以外の方の入場をお断 りさせていただく場合がござい ます。

(裏面へ)

転出の申出の期間について



「地区外転出」を希望される方

<u>地区外に転出への希望される地権者・借家権者の方</u>は、都市再開発法第71条の規定により、期間内(30日間)に申出を提出していただく必要があります。

第1回目の申出期間は組合設立認可公告があった日から30 日間(令和5年8月2日まで)です。

第1回目の申出期間経過後、6ヵ月以内に権利変換計画の縦覧が開始されないときは、2回目の申出期間があります。

第2回目の申出期間(30日間)は、令和6年2月を予定しており、詳細は再度ご連絡します。

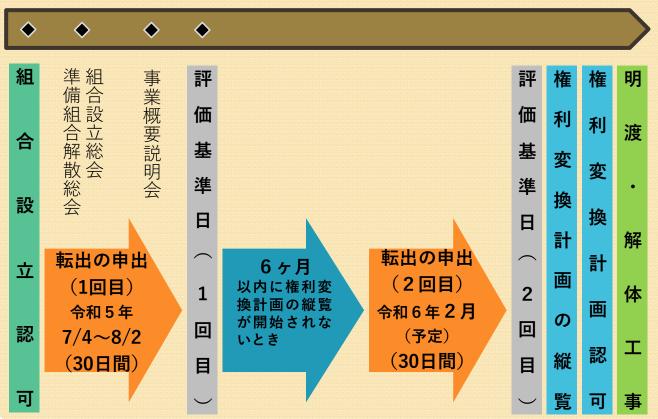
<u>必要な届出書類等は、事務局より個別にご案内いたします</u> ので、転出を検討されている方は事務局までご連絡ください。

令和5年度

四54 支 7/28

(詳細は再度連絡)

7/4 7/26 29 8/3



※評価基準日:従前の土地建物の評価基準日

三郷駅前地区市街地再開発準備組合

住所:尾張旭市三郷町栄37番1 大友ビル2階

事務局担当:加藤・羽田・谷口 電話・FAX : 0561-78-8528